

川合一郎著作集 第二卷

資本と信用

有斐閣



川合一郎著作集 2 資本と信用

昭和56年9月15日 初版第1刷印刷
昭和56年9月25日 初版第1刷発行

定価 4,100円

著 者 川 合 一 郎

発 行 者 江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町 2~17
発 行 所 株 式 有 斐 閣
 会 社

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷・株式会社理想社印刷所 製本・株式会社高陽堂

© 1981, 川合和子. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-05322-7

刊行にあたって

川合一郎教授は、つねに基本的な理論に基礎をおき、同時に具体的な現実を鋭く見透しながら経済学の研究を進められてきた。川合教授の考え方を貫いているこの二つの方向は、著作、論稿のすべてを貫徹しているといつてよい。

この考え方は、一つには川合教授の基礎理論の重視、理論にたいする執拗な追究の態度に基礎があり、他方、現実にたいするダイナミックで鋭い感覚にもとづいている。川合教授は、この二つの態度を柔軟な思考によって結合されていた。昭和二十年代から五十年代にわたって、弛みなく続けられた著作活動には、この二つの方向が脈々と流れており、論稿はいつの場合も、十二分な清新さと明晰な分析力、また説得力をもっていた。川合教授の経済学は、借り物の議論、押し付けの理論ではなかった。そして、絶えず新しい問題意識が用意されていた。

現代の経済は、多くの重要な問題を含んでいる。世界経済は、ほとんど国を問わず共通な病理に悩んでいる。一九三〇年代の不況は生産のいちじるしい低下と大量の失業の危機であったが、現在は失業も物価騰貴もというスタグフレーションの危機である。川合教授は、最近では金融論、証券市場論の分野において、根底にある一般的な理論の正否を問う鍵としてこの問題、また財政再建をめぐる金融、証券の領域に山積している諸問題の分析に眼を向けられていた。

本『著作集』全六巻は、川合教授の業績を総括し、川合教授の理論と分析、またこれらを生み出した思考と人柄の全体を広く伝えることを目的として編纂された。主著のみではなく、時期にしたがってそれぞれ肉迫された課題にたいする透徹した分析は洩れなく収録して、川合教授の友人、門下生によって体系的に整理、配列した。読者は、改めて川合

教授の絶えざる創造的な見解に触れるとともに、複雑な経済社会を照射する基本的な視角を得られるであろう。とくに若い読者が、広い視野と新しい指針を得られることを期待している。

一九八一年八月

川合一郎著作集編集委員会

玉野井昌夫

目次

1 資本と信用

序

第一篇 貸付・利子・利子うみ資本

第一章 信用＝貸借取引

- 一 信用一般(一)
- 二 信用を具体化するもの(二)
- 三 貸借の売買化(三)

第二章 利子

- 一 利子一般(一)
- 二 利子の具体的性格を規定するもの(二)
- 三 利子の価格化(三)

第三章 利子うみ資本

- 一 利子うみ資本一般(一)
- 二 利子うみ資本の具体的性格を規定するもの(二)
- 三 利子うみ資本における物神性(三)

第二篇 信用と貨幣

——資本と貨幣——

第一章 信用貨幣

第一節 商業信用	三
第一款 商業信用と貨幣流通	四
一 商業信用による貨幣節約の本質 (四)	二 商業信用による貨幣節約の外観 (四)
第二款 商業信用と産業資本	五
第二節 商業信用と銀行信用	六
第一款 商業信用から銀行信用への發展	六
第二款 銀行信用と貨幣流通	六
一 銀行信用による貨幣節約の内容 (六)	二 銀行信用による貨幣節約の形態 (六)
三 銀行券流通の法則(1) (六)	四 銀行券流通の法則(2) (六)
五 還流の法則 (六)	
六 兌換 (六)	
第三款 銀行信用と産業資本	九
第四款 銀行信用と銀行資本——銀行利潤の本質——	一〇
一 貨幣取扱業の利潤 (一〇)	二 貨幣資本取扱業の利潤 (一〇)
三 銀行利潤 (一〇)	
四 銀行資本の本質 (一〇)	
第五款 銀行信用の發展	一一
一 預金銀行と發券銀行の分化——貨幣節約体系の完成—— (一一)	二 手形流通減少の傾向 (一一)
第六款 信用創造なる事態	一六
第三節 貨幣制度——国内的側面——	一四
第一款 金本位制度	一四

第二款	二つの金本位制論	四三
-----	----------	----

第二章	為替・為替相場	五四
-----	---------	----

第一節	為替相場そのもの	五四
-----	----------	----

- 一 為替とは何か——貨幣取扱の側面——(五五)
- 二 為替とは何か——貸借取引の側面——(五六)
- 三 為替相場——特殊な形態における利子——(五六)
- 四 為替市場と一般金融市場との交流——銀行信用の為替取引への介入——(五七)

第二節	資本と為替相場	六三
-----	---------	----

- 一 為替相場と交換比率(六三)
- 二 為替相場と物価(六六)

第三節	為替制度と貨幣制度——対外的側面	六九
-----	------------------	----

第三篇	貨幣資本と現実資本	七三
-----	-----------	----

第一節	貨幣資本と現実資本	七三
-----	-----------	----

第二節	貨幣資本と通貨の数量	七八
-----	------------	----

第三節	貨幣資本市場	八二
-----	--------	----

第四節	金融と貨幣政策	八五
-----	---------	----

第五節	インフレーションと貨幣資本・現実資本	九〇
-----	--------------------	----

第四篇	信用と資本集中	九四
-----	---------	----

——株式会社——

第一節	他人資本の自己資本化——株式会社の形態的本質	三七
-----	------------------------	----

第二節	所有と経営の分離、経営権の集中——多数株議決制——	二四三
第三節	資本の商品化——株式流通——	二四六
一	貸継の本質（二四六）	
二	貸継の外観（二四六）	
第四節	資本という商品の価格	二五一
一	この価格決定の特殊性（二五一）	
二	この価格構成の特殊性——創業者利得・資本剰余金——（二五一）	
第五節	信用と資本集中——株価騰落の意味するもの——	二七三
むすび	資本制生産における信用の役割	二七九
2	信用理論の根本問題	
	信用理論の根本問題	二六九
	フェティシズムについて	二〇九
	擬制資本について	二四三
	解説（片岡 尹）	二五九

1

資本と信用

序

本書は、筆者が昭和二四年いらい大阪市立大学商学部において講義し、また『経済学雑誌』、『経営研究』等に発表してきたところの金融論に対する考えを体系的にまとめたものである。

金融資本段階といわれる資本主義の最高の発展段階において、複雑な信用関係は、そのもっとも目につく表面においては、多種多様な有価証券の集積・運動としてあらわれている。だから金融資本段階をまた証券資本主義ともいうくらいである。しかし有価証券といってもけっして単一のものではない。かりに有価証券という言葉を書義通り最広義に解して、何らかの価値請求権を代表する証券であるとすれば、その中には、単なる借用証書、商品券からはじまって、船荷証券、倉庫証券、貨物引換証、手形、銀行券、小切手、国債、社債、株券等すべてがふくまれるはずである。しかるにこれらのなかで、単なる借用証書や商品券は通常の用語法では有価証券であるとされてはいない。手形も社債も借用証書としては全く同じであるのに、どうしてかかる区別がされているのであろうか。経験的知識からみれば、この区別の基準は一にその「流通性」の有無にかかっていることはあきらかである。ところが、このように流通性をもつものとして有価証券とされたもののなかにもまた大きな区別がある。船荷証券、貨物引換証、倉庫証券は売買に当って商品そのものの代りに使われ、手形、銀行券、小切手は貨幣の代りとして商品を購入し、支払う手段として使われ、公社債、株券はいわゆる資本証券、利潤（配当）証券として使われている。銀行券は物が買えるがもっていても利子は得られず、社債は利子はもらえるがそれで物を買うことも支払に充てることもできない。同じく借用証書であるのにかかる差違はどこからでてくるのであろうか。かかる差違が銀行券、社債券という紙片自体の性質の相違にもとづくのではないことはいうまでもない。それらの相違は、すべてその外被の下にある、それらを発生せしめた信用関係そのものの相違、信用形態の相違に横たわっている。そしてさらに信用関係そのものの性質の相違を生ぜしめたのは、究極的には、信用にそ

の一応の解決を求めたところの、利用と所有との矛盾の性質そのものの相違にもとづいている。すなわち、一つはある借用証書（貨幣証券として）が代理する貨幣そのものを発生せしめたところの商品生産的所有と利用の矛盾であり、他は一般に所有しなければ利用しえないという矛盾の資本主義的なあらわれである経営と所有との矛盾である。かかる矛盾は、一方では流通空費（とくに貨幣材料生産費）として実現された利潤からの控除、その引下要因として、他方、経営規模拡大の障害として剰余価値生産増大の妨害要因としてあらわれ、ともに資本の蓄積の阻害要因となっている。資本は信用をつかってこの二つの障害を一応回避しようとする。そのもっとも発展した、外面的な人目を眩ます姿が、多種多様の有価証券の流通なのであった。

本書では、資本がこの矛盾を回避してゆく過程を上向き追跡しようとした。まず第一篇では予備的考察として、信用、利子、利子うみ資本をそれ自体として考察し、第二篇以後においてさきの上向を試みた。第二・第三篇では第一の矛盾の回避形態たる流通空費（とくに貨幣側に属するもの）節約の努力の姿たる資本制貨幣制度＝貨幣政策を、第四篇では第二の矛盾の回避形態たる信用による資本集中の姿を、とくにその最高の姿たる株式会社について分析した。さいこの篇たる「むすび」では両者を信用制度として総括した。

叙述にさいしてとくに留意したいと思ったのは、つぎの諸点であった。

(1) 信用制度を利用し、支え、推進している主体はあくまでも資本であること。信用制度は、資本の、資本による、資本のための制度である。信用制度の発展・展開は資本によって推進されるのであって、信用そのものの自己発展ではない。そのさい単純商品流通 $W-G-W$ に対する資本 $G-W-G'$ の形態的本質は重要である。商品生産＝流通にとつては結果である $G-W$ を前もって行おうとする資本であるからこそ、時間的先行性、予測性、事前性がでてくる。だからこそ、資本の下では、銀行券発行は貨幣金の預入によってでなく貸付によって出るのが資本にふさわしいあり方となるし、通貨数量調節においても資本にとって事後的な兌換ではなく事前的な金準備発行、金利政策が資本にとって本来的なものとなる。

(2) 他方、信用それ自体の發展をみることに。信用の發展とは信用關係に入る当事者が單なる二人からそれ以上に發展するところの信用の社會化である。商品流通用語で別言すれば債權の「流通」である。また別の面からみれば、利用・使用という社会的契機の發展に對して桎梏となつた所有が、所有制そのことを保持したままで、前者の發展に自らを適合させてゆく姿である。個人間の信用から銀行信用への展開はその姿である（このさい「流通」は社會化に適しない信用形態——たとえば土地・家屋・設備のごとき商品にあらざるものの貸付——は發展途上において脱落させられ、資本制信用として大きな意義をもちえないままで止まる）。と同時に、信用は所有制度を前提としてその枠内での使用と所有の矛盾の調整であるからその社會化には嚴然たる限度があること（貨幣恐慌・インフレーション・株式恐慌）。

(3) 以上をその外觀たる証券それ自体の發展に則してみることに。(1)(2)は結合して、ここでは証券それ自体の發展・變質としてあらわれる。すなわち、單なる借用証書が、一方では手形→銀行券（貨幣証券）と發展し、他方では社債→株式（資本証券）と分化・發展してゆく連関と差違を明らかにする。別言すれば、同じく貸借關係を表示する同じ紙券が、その本来の性質の上に、資本によって、さらに別の役割を与えられ、そのために利用されるにいたる過程を分析すること。この發展・變質は、実は信用がただ二人の間の關係から三人以上の間の關係に、さらに商品生産者全員間の社会的な關係にまで發展したこと、それにつれて資本の受ける利益（蓄積障害の克服・回避）の發展變化を反映したものである。かかる變質、資本にとつての意義の變化は、右のほかに、たとえば、株式が出資（財産）証券たることから、それを舞台として利潤（配当）証券の意義を獲得し、この方が前面にでてくること、また為替の代位相場たる為替相場が、資本によって、二国貨幣の換算・交換比率に転用されること等々にもみられる。

さらに、このほかに、資本の蓄積過程そのものが呈示する客觀的に行われる擬制のたんなる外的形式が、全然別個の目的のために、資本によって利用されることがあるから、この客觀的な擬制と人為的な擬制を見誤らないようにすること。たとえば、銀行信用における二面性（いわゆる受信・与信）の形式を實質上の利子引上げのために利用した歩積預金、預金総額の外觀を増大するために利用した粉飾預金、会社が株式の發行者たる資格と原始的取得者たる資格を兼ねるよ

うになったことを利用した防衛株・換価株・社内株、無額面株の発行代金を規定額と払込剰余金に分けること、実現さるべき価格総額が、流通速度増大の結果として、より少ない貨幣で決済されうるとき、この貨幣額がまず支払準備金とされ、つぎに発行準備金とされ、さらに米国でみるような通貨数量調節のための支払準備操作の数字に転用されるにいたること、株式会社における資本金の意義が債権者への担保として転用されるにいたること、等々。

今日われわれの眼前にあるものはすべて転化した姿であるから、ここから本来の形態を探りだし、そこから逆に、資本にとっての意義、信用それ自体の発展との結合において転化の本質および過程を明らかにすること。諸学説の対立の一つの重要な契機は、本来的な形態をもってただちに今日の本質と主張し変質の意義を認めないか、あるいは眼前に見えるがままの転化した姿をそのまま無批判的に本質と主張するところに起ってくる。

(4) 以上に基づき、その外観をさらに意識への反映たる諸学説にまで追跡して、これを内在的に批判すること。資本主義経済の自己認識は、「経済学」のみならず「経営学」「法学」の三分野において行われているから、批判もできるだけそれらの分野にわたるようにすること。そのためには同一の事態を金融市場、経営（財務）、法律（とくに債権法・手形法・小切手法・会社法等）の多方面からできるだけ立体的多角的に把握しておくこと。

以上はもとより筆者の希望にすぎず、それがどこまで果されたかは大方の御批判に委ねるほかはない。とくに微力のために(4)などは殆どふれることができなかったが、今後先学の御教示をえて努力したいと思っている。

きわめてまずいものではあるが、とにかくにも本書をかかる形で世に出すことができるにいたったのは、大阪商科大学経済研究所らしい研究の自由を与えられた藤田敬三先生はじめ多くの諸先生、先輩、学友その他多くの方々の、かぎりない御厚意ある教示、批判、激励、配慮のたまものである。深い感謝の念を禁ずることができない。ここにあつく御礼を申し上げさせていただきますたいとおもう。なお出版にあたって有斐閣池淵昌氏にいろいろとお世話になったことを御礼申上げたい。

一九五四年二月一〇日

著 者

第一篇 貸付・利子・利子うみ資本

第一章 信用＝貸借取引

一 信用一般

金融論におけるもつとも簡単な範疇は信用＝貸借取引である。貸借とは私的所有制が存在し、そのもとで所有者と利用希望者が乖離したときに、所有制を維持したままでこの乖離に架橋するために発生する。私的所有ということは、所有者がその所有物の自由処分権、利用権をもつこと、逆にいえばその物を自由に処分、利用したいものはその物を所有しておらねばならぬということを意味する。このような状態の下では、ある者がある物を利用したいときに、彼が所有していなければ、利用することができない。かかる矛盾を私的所有を維持したままで、それを否定しないで解決する途はただ貸付以外にはない。貸付とは、物の利用という、より社会的な性格をもつ事態に対して私的な所有という制度が桎梏となっているのを、その制度を維持したままで適応させようとするものである。

貸借においては所有者はその物の所有権を保持したままで、その物を利用希望者の占有に委ねて利用させ、利用がすめば、再び自らの占有に引取ることになる。このように所有者が、所有を保持したままで、その物を利用希望者に引渡す行為を貸付といい、利用の終了後に再び自分の手許に引取ることを回収という。同じ行為は利用者の側からみれば、借入―返済となる。貸付という行為は相手の返済の意志を信頼してこそ行われうるのであるから、貸付のことをまた信

用、信用取引ともいう。

信用とは抽象的には以上のごとくであるから、一般的にはたんに私的所有制さえあれば存在しうる。たとえばわが国で、商品生産すら発達していない奈良朝時代にも貸稲（イラシイネ）、出挙（スイコ）のごとき形で貸付が存在したのである。私的所有制のうえに社会的分業が発達し商品生産が行われるようになる、私的所有そのことも、また物の使用、その一形態としての生産（生産的消費）の社会的性格も一層発展してくるから、両者の矛盾も、またその一応の解決形態としての貸付自体のあり方もまた発展する。すなわち商品生産とともに商品の大量生産、質的な均一性・代替性が発展すればするほど、借りたその物を返すのでなく同一種類のものなら何を返してもよくなるから、借手はその物自体はとう処分してもよくなる。したがって所有権にあくまで立脚しながら、しかも債権の所有権に対する相対的な独自性が発展してくる。さらに商品生産＝流通の反面として貨幣流通が發展してくると、信用はさらに質的に發展する。それは、貨幣の発生とともに貨幣という形態規定そのものが特殊の使用価値をもつことになり、この使用価値は勿論使用の対象となり、しかも所有していなければ使用しえないから借入の対象となる。しかも貨幣こそは完全に個性をもたず完全に同質であり、代替性があるから、債権は特定のあるものに対する所有権から一応分離して純粹な形で存在しうるようになる。貸した者は貸した貨幣の個貨を所有するのではなく、ただその返済請求をもつにすぎなくなるのである。所有権が債権の形で存在することになる。したがって、貸付、債権の典型的な形態は、貨幣貸付、貨幣債権となるのである。

二 信用を具体化するもの

以上のように信用それ自体は抽象的なものであるが、その具体的な性格、内容、すなわち貸付から返済までの期間、返済の確実度、返済基金の源泉、信用が社会の再生産や或は分配関係の中でもつ意義、又は信用がそれらに対して及ぼす反作用等々はすべて、借りられる対象が借手にとって何のために借りられるのか、貸手にとって何のために貸されるのか、すなわち貸手、借手の貸借行為の動機、それを規定している両者の経済的性格、さらに究極的にはその下で貸借が行われる生産様式によって規定される。